

## 別表 B 学歴及び実務経験資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第 1 及び第 2 〕

大気関係第 1 種		
(学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。)		
大気関係第 2、4 種		
学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注 3)
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設(注 1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注 2)	3 年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5 年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7 年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10 年
大気関係第 3 種		
学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注 3)
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設(注 1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注 2)	5 年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7 年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		9 年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		12 年
<p>(注 1) 「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（同表の 13 の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の付属施設に設置されるものを含む。）</p> <p>(注 2) 「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。</p> <p>(注 3) 「経験年数」とは「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であって、過去において従事したすべての期間を合計したもの。このため、「継続して」又は「同一工場」である必要はない。</p>		

### 水質関係第1種

(学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。)

### 水質関係第2,4種

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注3)
1. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学(水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。)の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排出施設(注1)又は汚水等処理するための施設の維持及び管理(注2)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

### 水質関係第3種

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注3)
1. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学(水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。)の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排出施設(注1)又は汚水等処理するための施設の維持及び管理(注2)	5年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		9年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		12年

(注1)「汚水等排出施設」とは、水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号、第66号、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設(同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。)

(注2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

(注3)「経験年数」とは「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であって、過去において従事したすべての期間を合計したもの。このため、「継続して」又は「同一工場」である必要はない。

騒音・振動関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注 4)
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	騒音発生施設 (注 1)若しくは騒音を防止するための施設又は振動発生施設(注 2)若しくは振動を防止するための施設の維持及び管理(注 3)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注 1)「騒音発生施設」とは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 4 条に定める次の施設をいう。

- 一 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

(注 2)「振動発生施設」とは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 5 条の 2 に定める次の施設をいう。

- 一 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- 三 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

(注 3)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

(注 4)「経験年数」とは「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であって、過去において従事したすべての期間を合計したもの。このため、「継続して」又は「同一工場」である必要はない。

### 特定粉じん関係及び一般粉じん関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注4)
1. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	特定粉じん発生施設(注1)若しくは特定粉じんを処理するための施設又は一般粉じん発生施設(注2)若しくは一般粉じんを処理するための施設の維持及び管理(注3)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注1)「特定粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項ただし書の付属施設に設置されるものを含む。)

(注2)「一般粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項ただし書の付属施設に設置されるものを含む。)

(注3)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

(注4)「経験年数」とは「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であって、過去において従事したすべての期間を合計したもの。このため、「継続して」又は「同一工場」である必要はない。

### ダイオキシン類関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数(注3)
1. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ダイオキシン類発生施設(注1)又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理(注2)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注1)「ダイオキシン類発生施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設。

(注2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

(注3)「経験年数」とは「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であって、過去において従事したすべての期間を合計したもの。このため、「継続して」又は「同一工場」である必要はない。

公害防止主任管理者

学 歴	実務の経験
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ5年以上従事したこと。
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ7年以上従事したこと。
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ9年以上従事したこと。
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ12年以上従事したこと。